

議案第 1 2 号

大野市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律及び大野市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する規則案

令和 5 年 3 月 2 7 日 提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関して必要な事項を定めるため

大野市教育委員会規則第 号

大野市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律及び大野市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第〇〇号）の規定に基づく大野市教育委員会が保有する個人情報の保護等については、大野市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年規則第〇〇号）の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 大野市教育委員会の所管に係る大野市個人情報保護条例の施行に関する規則（平成16年教育委員会規則第2号）は廃止する。